

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日と翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による指定施術機関の廃止

保険医療機関等の指定

保険薬剤師の登録

結核予防法による医療機関の指定

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除(二件)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇ 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施

昭和六十一年八月二十六日付鳥取県公報第五千七百九十二号中訂正

昭和六十一年九月二日付鳥取県公報第五千七百九十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による市場地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年十月二十八日現在の地番による。）
下石見字庄原井 手下タ	下石見字庄原井手下タのうち二一の一の一部、二一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
下石見字廣畑	下石見字廣畑のうち二二の一の一部以外の区域 下石見字庄原井手下タ二一の一の一部、二一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下石見字辨財天ノ前二三の一、二三の二と一体をなす国有地の一部
下石見字辨財天 ノ前	下石見字辨財天ノ前のうち二三の一の一部及び二三の一、二三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
下石見字落新田	下石見字落新田のうち四一の一、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下石見字廣畑二二の一の一部 下石見字辨財天ノ前二三の一の一部及び二三の一と一体をなす国有地の一部 下石見字長通シ三四の一の一部、三四の二の一部、三五、三七及びこれらと一体をなす国有地の一部
下石見字長通シ	下石見字長通シのうち三四の一、三四の二、三五、三七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
下石見字野々原	下石見字野々原の全域 下石見字長通シ三四の一の一部、三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下石見字落新田四一の一、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

下石見字市場後

下石見字市場後口のうち五〇の一の一部以外の区域
下石見字市場五二の一の一部、五四の一の一部

下石見字市場

下石見字市場のうち五二の一の一部、五四の一の一部以外の区域
下石見字市場後口五〇の一の一部

鳥取県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	昭和六十一年七月十四日
高見医院	東伯郡北条町大字国坂字河原田七二〇	〃
加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一―四	昭和六十一年八月二日

鳥取県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡村整骨院	鳥取市元町三六一	昭和六十一年七月十四日

鳥取県告示第七百七十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高見 医院	倉吉市宮川町一七六一	昭和六十一年七月十四日

鳥取県告示第七百七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡村整骨院	鳥取市岩倉四三七―五	昭和五十九年一月三十一日

鳥取県告示第七百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
木村 医院	米子市東倉吉町六八	昭和六十一年八月二十八日
筏津産科婦人科 医院	倉吉市塚町二丁目二三九	昭和六十一年八月十五日
鳥取医療生協鹿 野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二	昭和六十一年八月二十日
鳥取 薬局	鳥取市相生町二丁目五一	昭和六十一年八月二十一日

鳥取県告示第七七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤田 順子	鳥薬第六一〇号	昭和六十一年八月七日

鳥取県告示第七七十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
山中齒科医院	倉吉市東巖城町一七〇	昭和六十一年八月二十七日

鳥取県告示第七七十七号

昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実技試験の表中	金属ばね製造	を	金属ばね製造
紙器・段ボール箱製造	一万二千五百円	を	紙器・段ボール箱製
			版 下 製

造	一万二千五百円
作	九千五百円

に、

ハム・ソーセージ製造	一万二千五百円
------------	---------

を

ハム・ソーセージ製造	一万二千五百円
------------	---------

ハム・ソーセージ製造	一万二千五百円
水産練り製品製造	一万二千五百円

に、

鉄筋施工	一万五千五百円
------	---------

鉄筋施工	一万五千五百円
コンクリート圧送施工	一万五千五百円

に、

鉄筋施工	一万五千五百円
------	---------

熱絶縁施工	一万五千五百円
サッシ施工	一万二千五百円

を

熱絶縁施工	一万五千五百円
カーテンウォール施工	一万五千五百円
サッシ施工	一万二千五百円

フラワー装飾	一万二千五百円
フラワー装飾	一万二千五百円

を

フラワー装飾	一万二千五百円
フラワー装飾	一万二千五百円

装飾	一万二千五百円
装飾	一万二千五百円

に改める。

鳥取県告示第七百七十八号

日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業門地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月十三日から二十日間

三 縦覧に係る場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十九号

北条町が行う土地改良事業（地域麦作改善モデル事業米里地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る市場地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字ユリノ向ヒ二八八の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字仲間山三四七・大字上中谷字笹畑東山二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
角谷敏男後援会	貞光 信之	長田 明	鳥取市雲山四八一	昭和六十一年八月十二日	その政治団体
山口英子後援会	山上 英明	山田 英広	鳥取市美萩野一丁目二二	"	"
伊藤昭二後援会	松葉 幸博	伊藤 真	鳥取市立川町四丁目一三三	昭和六十一年八月二十三日	"

小出英一後援会	松村 寿雄	今石 広	鳥取市卯垣三丁目一五九	昭和六十一年八月二十六日	"
斉木正一後援会	斉正 妙	斉木 勝巳	米子市石井八二四	昭和六十一年八月二十九日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
幡野義行後援会	主たる事務所 境港市湊町一八九一―三	昭和六十一年八月六日	他の政治団体
安田貞栄後援会	主たる事務所 境港市元町一三〇―一	昭和六十一年八月二十二日	"
"	代表者の氏名 松本 甲	"	"
"	代表者の氏名 阿部 昇	"	"
鳥取県建設政治連盟	代表者の氏名 松篠 英	"	"
代表者の氏名 の氏名	代表者の氏名 半田 巖	昭和六十一年八月二十七日	"
代表者の氏名	代表者の氏名 森本 晃嘉	昭和六十一年八月二十九日	"
代表者の氏名	代表者の氏名 生田 真	"	"
代表者の氏名	代表者の氏名 斉木 則男	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
田中正巳鳥取県後援会	太田美太郎	津村 武	鳥取市高路四九七	昭和六十一年八月一日	その他政治団体
野津ひであき後援会	山本 良一	川上千賀夫	岩美郡国府町大字宮下一九一	昭和六十一年八月十一日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他政治団体		選挙関係費	
政治団体の名称	田中正巳鳥取県後援会	寄附・交付金	小計
報告年月日	昭和61年8月1日（昭和61年7月31日解散）	134,174円	174,174円
1 収入・支出の総額	466,214円	466,214円	466,214円
(1) 収入総額	464,767円		
前年繰越額	1,447円		
本年収入額	466,214円		
(2) 支出総額	466,214円		
2 収入・支出の内訳			
その他の収入	10万円未満の収入		
	1,447円		
合 計	1,447円		
(2) 支出の内訳			
經常経費			
人件費	280,000円		
備品・消耗品費	8,040円		
事務所費	4,000円		
小 計	292,040円		
政治活動費			
組織活動費	20,000円		
合 計	292,040円		
野津ひであき後援会			
報告年月日	昭和61年8月21日（昭和61年8月15日解散）		
1 収入・支出の総額	32,033円		
(1) 収入総額	32,033円		
前年繰越額	0円		
本年収入額	32,033円		
(2) 支出総額	32,033円		
2 支出の内訳			
經常経費			
事務所費	2,033円		
政治活動費			
その他の経費	30,000円		
合 計	32,033円		

鳥取県選挙管理委員会告示第百十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
昭和61年8月10日執行鳥取県議會議員岩美郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額
2,829,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩見誠次	所属党派	自由民主党	期間	7月19日から 8月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	小 猿 弘					

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人 家	207,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		件 屋	160,600
小猿弘 商 業 90,000		選挙事務所費	159,600
		集合会場費	1,000
		通 信	395,780
		交 通	13,316
		印 刷	130,910
		広 告	728,528
		食 料	8,393
		休 養	240,169
		雑 費	—
その他の寄附	—	その他の収入	37,775
その他の収入	1,832,471	今 回	1,922,471
今 回	1,922,471	計	—
前 計	—	計	—
前 計	1,922,471	計	1,922,471
総 計	1,922,471	計	1,922,471

報告書受理年月日	昭和61年8月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
昭和61年8月10日執行鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
2,829,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	前田 宏	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	前田 恒利	期間	7月26日から 8月9日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附	108,000	人件費	108,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家屋費	30,000
自由民主党 鳥取県支部連合会	100,000	選挙事務費	30,000
滝山幸栄 建設業	30,000	集合会場費	—
		通信費	344,220
		交通費	—
		印刷費	330,000
		広告費	370,600
		文具費	—
		食糧費	28,000
		泊費	—
その他の寄附	—	雑費	200
その他の収入	1,081,020	計	1,211,020
今前回計	1,211,020	今前回計	—
今前回計	—	今前回計	1,211,020
総計	1,211,020	総計	1,211,020

報告書受理年月日 昭和61年8月19日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
昭和61年8月10日執行鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
2,829,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	丸山 薫	所属党派	無所属
出納責任者氏名	山本 貞雄	期間	7月25日から 8月15日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附	438,000	人件費	438,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家屋費	241,610
—	—	選挙事務所費	239,110
		集合会場費	2,500
		通信費	344,420
		交通費	118,970
		印刷費	329,300
		広告費	507,560
		文具費	16,330
		食糧費	83,400
		泊費	—
その他の寄附	1件 10,000	雑費	61,940
その他の収入	2,450,000	計	2,141,530
今前回計	2,460,000	今前回計	—
今前回計	—	今前回計	2,141,530
総計	2,460,000	総計	2,141,530

報告書受理年月日 昭和61年8月21日 第1回報告分

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和61年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和61年9月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

さく井、鍛造、金型製作、機械検査、機械保全、半導体製品製造、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、木工機械整備、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、菓子製造、機械製^{めん}造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、バルコニー施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、印章彫刻及び塗装

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに、1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和61年11月29日（土）から昭和62年2月28日（月）までの間に
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和61年11月25日（火）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金型製作、機械検査、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	昭和62年 2月8日（日）
さく井、鍛造、機械保全、半導体製品製造、農業機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、パン製造、菓子製造、機械製 ^{めん} 造、防水施工、バルコニー施工、機械・プラント製図、	昭和62年 2月15日（日）

印章彫刻及び塗装	
木工機械整備、水産練り製品製造、浴槽設備施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、テクニカルイラストレーション及び電気製図	昭和62年 2月22日（日）

1 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 商工会館（別館）

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和61年10月6日（月）から同月17日（金）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつ

たもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
さく井	12,500円
鍛 造	12,500円
金型製作	12,500円
機械検査	9,000円
機械保全	12,500円
半導体製品製造	12,500円
油圧装置調整	10,500円
農業機械整備	10,500円
冷凍空気調和機器施工	11,500円
ニット製品製造	12,500円
婦人子供服製造	9,000円
紳士服製造	10,500円
和 裁	8,000円
木工機械整備	12,500円
紙器・段ボール箱製造	12,500円
石材施工	12,500円
パルプ製造	12,500円

菓子製造	11,500円
機械製麵 <small>めん</small>	12,500円
水産練り製品製造	12,500円
建築大工	10,500円
かわらぶき	12,500円
配管	10,500円
浴槽設備施工	12,500円
型枠施工	12,500円
鉄筋施工	10,500円
防水施工	12,500円
樹脂接着剤注入施工	12,500円
カーテンウエール施工	11,500円
バルコニー施工	11,500円
ガラス施工	12,500円
テクニカルイラストレーション	7,500円
機械・プラント製図	7,500円
電気製図	7,500円
印章彫刻	10,500円
塗装	10,500円
イ 学科試験の受検手数料	2,300円

- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けよう

とする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は、納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和62年3月18日(水)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和62年3月20日(金)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部 労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

正 監

昭和六十一年八月二十六日付鳥取県公報第五千七百九十二号中次の箇所に誤りがあったので訂正する。

頁 改 行 監 正
五 五 二 第六十八号 第七十号

昭和六十一年九月二日付鳥取県公報第五千七百九十四号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
九 下 から七 第六十九号 第七十一号

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】